

証券コード 9861
平成27年5月1日

株 主 各 位

東京都北区赤羽南一丁目20番1号
株式会社吉野家ホールディングス
代表取締役社長 河 村 泰 貴

第58期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第58期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年5月20日（水曜日）午後5時30分までに到達するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年5月21日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都中野区中野四丁目1番1号
中野サンプラザ サンプラザホール
(末尾の会場ご案内図をご参照ください)
3. 会議の目的事項
報 告 事 項
 1. 第58期（自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日）
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役
会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第58期（自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日）
計算書類報告の件
決 議 事 項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役2名選任の件
 - 第4号議案 監査役2名選任の件

以 上

◎株主総会にご出席の株主様へのお食事券等の配布はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

◎開会時刻間際になりますと会場受付が大変混雑いたしますので、多少お早めにご来場くださいますようお願い申し上げます。なお、総会当日の受付開始時刻は午前9時を予定しております。

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として委任する場合に限られます。この場合代理権を証明する書面の提出が必要となります。
- ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社のウェブサイト (<http://www.yoshinoya-holdings.com>) に掲載させていただきます。
- ◎次の事項につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.yoshinoya-holdings.com>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。
- ① 連結株主資本等変動計算書
 - ② 株主資本等変動計算書
 - ③ 連結計算書類の連結注記表
 - ④ 計算書類の個別注記表
- なお、本招集ご通知の提供書面に記載しております連結計算書類および計算書類は、会計監査人および監査役が会計監査報告および監査報告の作成に際して監査した連結計算書類および計算書類の一部であります。

(提 供 書 面)

事 業 報 告

(平成26年3月1日から
平成27年2月28日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度（平成26年3月1日から平成27年2月28日まで）の連結業績は、連結売上高が1,800億32百万円（前年同期比3.8%増）、連結営業利益は35億15百万円（前年同期比61.3%増）、連結経常利益39億93百万円（前年同期比22.1%増）、連結当期純利益9億41百万円（前年同期比34.8%増）となりました。

当社グループは、成長テーマである「リ・イノベーション」を実現していくため、よりスピーディーな意思決定が可能となるグループ経営体制への見直しを進めてまいりました。前期より開始したグループ間での人事交流の活性化、グループ商品本部による仕入れの共通化や、アジアヨシノヤインターナショナルをマレーシアに設立し、アセアン地区における現地経営体制を確立いたしました。また、「リ・イノベーション」の実現のため、ダイバーシティ（人材構成の多様化）の推進も引き続き行ってまいります。

セグメント概況につきましては、次のとおりであります。

[吉野家]

売上高は、953億18百万円と、対前年同期比2.5%の増収となりました。

増収の主な要因は、商品価格の見直しや効果的な新商品の発売等により既存店売上高が増加したことによります。吉野家では、4月から圧倒的に「うまい」牛丼を目指し、熟成肉を使用する等、牛丼の重要な3要素である「牛肉」「たれ」「玉ねぎ」の品質向上に取組みました。10月からは、昨年ご好評をいただいた「牛すき鍋膳」「牛チゲ鍋膳」の全国販売を開始いたしました。当期の「鍋膳」は4月から牛丼に使用開始した熟成牛肉を使用しており、更に旨みを増した商品とし、販売数も好調に推移しております。セグメント利益は、前期から継続している食材原価の高騰が更に著しくなったものの、価格改定を含む販売施策による増収により、40億61百万円と、対前年同期比41.3%の増益となりました。店舗数は、31店舗を出店し、32店舗を閉鎖した結果、1,190店舗となりました。

[はなまる]

売上高は、201億75百万円と、対前年同期比6.8%の増収となりました。

増収の主な要因は、あんかけ等の季節の新商品の好調等によります。5月にはショッピングセンターや首都圏・大都市圏立地に出店可能となる新業態「はなまる屋」をオープンし、検証を開始いたしました。1月には富山県への出店を果たし、本州全都府県での店舗営業をスタートいたしました。一方、引き続き健康を軸としたメニュー開発及び食物繊維麺の浸透に取組みました。セグメント利益は、増収により、9億15百万円と、対前年同期比17.8%の増益となりました。店舗数は、29店舗を出店し、14店舗を閉鎖した結果、371店舗となりました。

[どん]

売上高は、237億93百万円と、対前年同期比7.4%の増収となりました。

増収の主な要因は、フォルクス及びステーキのどんの店舗改装効果等により、既存店売上高が増加したこと等によります。また、全業態で店舗活性化策の実践に取組み、「ステーキのどん」では、4月から多くのお客様から復活を要望されておりました「どんステーキ」の進化版「どんステグリル」を発売いたしました。セグメント利益は、食材原価の高騰により2億86百万円と、対前年同期比31.0%の減益となりました。店舗数は、6店舗を出店し、2店舗を閉鎖した結果、179店舗となりました。

[京樽]

売上高は、245億37百万円と、対前年同期比3.4%の増収となりました。

増収の主な要因は、前期から推し進めている「原点回帰」のもと、商品の品質化やサービス向上策及び販売促進策が奏功し、既存店売上高が増加したこと等によります。セグメント利益は、増収により、2億55百万円と、前年同期と比べ2億30百万円の増益となりました。店舗数は、14店舗を出店し、13店舗を閉鎖した結果、329店舗となりました。

[海外]

売上高は、142億81百万円と、対前年同期比14.5%の増収となりました。

増収の主な要因は、米国でのクーポンセールが好調に推移したことで既存店売上高が増加したこと等によります。セグメント利益は、増収により、6億46百万円と、対前年同期比125.8%の増益となりました。店舗数は、49店舗を出店し、50店舗を閉鎖した結果、635店舗となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度におきましては、新規出店を中心に84億53百万円の設備投資を実施いたしました。

吉野家におきましては、41店舗の新規出店に対する投資と、7店舗の全面改装および既存店790店舗の設備の更新等を行い、42億79百万円の設備投資を実施いたしました。

はなまるにおきましては、21店舗の新規出店に対する投資と、1店舗の全面改装および既存店158店舗の設備の更新等を行い、11億41百万円の設備投資を実施いたしました。

どんにおきましては、9店舗の新規出店に対する投資と、12店舗の全面改装および既存店124店舗の設備の更新等を行い、14億38百万円の設備投資を実施いたしました。

京樽におきましては、17店舗の新規出店に対する投資と、1店舗の全面改装および既存店68店舗の設備の更新等を行い、5億33百万円の設備投資を実施いたしました。

海外におきましては、12店舗の新規出店に対する投資と、2店舗の全面改装および既存店46店舗の設備の更新等を行い、5億32百万円の設備投資を実施いたしました。

③ 資金調達の状況

平成26年8月に公募による自己株式の処分及び第三者割当による自己株式の処分を実施し、総額153億57百万円の資金調達を行いました。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はございません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はございません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はございません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はございません。

(2) 財産および損益の状況

(単位：百万円)

	第55期 (平成24年2月期)	第56期 (平成25年2月期)	第57期 (平成26年2月期)	第58期 (当連結会計年度) (平成27年2月期)
売上高	165,883	164,599	173,418	180,032
経常利益	5,311	2,460	3,270	3,993
当期純利益又は 当期純損失(△)	1,310	△364	698	941
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)(円)	2,575	△7.10	13.59	16.24
総資産	94,371	91,338	95,524	108,658
純資産	45,584	43,390	43,412	58,938
自己資本比率(%)	46.7	46.8	44.8	53.7

(注) 当社は、平成25年9月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、第56期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)を算定しております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はございません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
(子 会 社)			
(株)吉野家資産管理サービス	100百万円	100.0%	国内吉野家の資産の保有及び管理
(株)吉 野 家	10百万円	100.0%(間接)	飲食店の経営
(株)は な ま る	134百万円	100.0%	同 上
(株)ど ん	2,476百万円	79.6%	同 上
(株)京 樽	100百万円	100.0%	同 上
(株)吉野家インターナショナル	478百万円	100.0%	海外F Cへの経営指導
上海吉野家快餐有限公司	90百万中国元	57.2%(間接)	飲食店の経営
YOSHINOYA AMERICA, INC.	8百万USドル	100.0%	同 上
ASIA YOSHINOYA INTERNATIONAL SDN. BHD.	106百万マレーシア リンギット	100.0%	海外F Cへの経営指導
(株)グリーンズプラネット	83百万円	100.0%	飲食店の経営

(注) (株)ピーターパンコモコは、平成26年3月1日付けで(株)グリーンズプラネットに商号変更しております。

(4) 対処すべき課題

当社グループはこれから先の持続的な「成長」と「スピード」のあるグループ経営を進めていくため、次の課題に取り組んでまいります。

①今までにない「新しいビジネスモデル」創り

当社グループは、現在のビジネスモデルに代えて長期的に運用できる「新しいビジネスモデル」の構築を中長期的な課題としております。既存の外食産業の範疇を超えるような市場創造・価値提供を行うモデル創りは、すでに素材開発や商品の提供方法の改善など、従来とは一線を画した踏み込みを開始しております。今後はその踏み込みを一層強めていくと同時に、さらに突出した「革新」による飛躍を図ります。こうした「革新」を「リ・イノベーション」と名付け、グループ全体の成長テーマとして取り組んでまいります。

②「リ・イノベーション」を実現する経営体制と組織づくり

「リ・イノベーション」を実現していくため、よりスピーディーな意思決定が可能となるグループ経営体制への見直しを行ってまいります。すでにグループ間での人事交流は活発化しており、グループ商品本部による仕入れの共通化や、海外各地域における現地経営体制の確立及び現地での意思決定を可能にすることで、今後はグローバル展開を一層加速してまいります。

また、「リ・イノベーション」の実現のため、ダイバーシティ（人材構成の多様化）の推進も引き続き行ってまいります。

(5) 企業集団の主要な事業セグメント（平成27年2月28日現在）

当社グループの主要な事業は下記のとおりです。

事業の区分			主な事業内容	
吉	野	家	日本国内における牛丼等のファストフード店経営およびフランチャイズ店舗への経営指導等	
は	な	ま	る	セルフ式讃岐うどん等のファストフード店経営およびフランチャイズ店舗への経営指導等
ど		ん		ステーキレストラン経営等
京		樽		鮭のテイクアウト店およびレストラン経営等
海		外		海外における牛丼等のファストフード店経営およびフランチャイズ店舗への経営指導等

(6) 主要な営業所および工場（平成27年2月28日現在）
企業集団の主要拠点等

名 称	主な営業所および工場等	所 在 地
(株)吉野家ホールディングス	本社	東京都北区
	東京工場	埼玉県加須市
(株)吉野家資産管理サービス	本社	東京都北区
(株)吉野家	本社	東京都北区
	店舗（690店）	東京都北区他
(株)北日本吉野家	本社	宮城県仙台市
	店舗（142店）	宮城県仙台市他
(株)中日本吉野家	本社	愛知県名古屋市中
	店舗（137店）	愛知県名古屋市中他
(株)西日本吉野家	本社	福岡県福岡市
	店舗（102店）	福岡県福岡市他
(株)沖縄吉野家	本社	沖縄県那覇市
	店舗（17店）	沖縄県那覇市他
(株)はなまる	本社	東京都中央区
	店舗（221店）	香川県高松市他
(株)どん	本社	東京都北区
	店舗（177店）	東京都八王子市他
(株)京樽	本社	東京都中央区
	店舗（329店）	東京都中央区他
YOSHINOYA AMERICA, INC.	本社	米国カリフォルニア州
	店舗（72店）	米国カリフォルニア州他
(株)吉野家インターナショナル	本社	東京都北区
台湾吉野家(股)	本社	台湾台北市
	店舗（48店）	台湾台北市他
上海吉野家快餐有限公司	本社	中国上海市
	店舗（14店）	中国上海市他
福建吉野家快餐有限公司	本社	中国福建省
	店舗（5店）	中国福建省
吉野家餐飲管理（上海）有限公司	本社	中国上海市
	店舗（3店）	中国山東省
吉野家餐飲管理（武漢）有限公司	本社	中国湖北省
	店舗（1店）	中国湖北省
ASIA YOSHINOYA INTERNATIONAL SDN. BHD.	本社	マレーシア セランゴール州
(株)グリーンズプラネット	本社	東京都北区
	店舗（69店）	東京都中野区他

(7) 使用人の状況（平成27年2月28日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
3,346（15,432）名	145（△160）名

（注） 使用人数は就業員数であり、臨時使用人は（ ）内に年間の平均人員を記載しております。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
122名	22名	48.8歳	15.9年

(8) 主要な借入先の状況（平成27年2月28日現在）

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	4,109百万円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	3,791
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	3,772
三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社	2,258
株 式 会 社 り そ な 銀 行	2,173
株 式 会 社 埼 玉 り そ な 銀 行	1,452
株 式 会 社 東 和 銀 行	1,098
農 林 中 央 金 庫	722
株 式 会 社 群 馬 銀 行	389
株 式 会 社 足 利 銀 行	384

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成27年 2 月28日現在）

- | | |
|------------|--------------|
| ① 発行可能株式総数 | 160,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 63,940,500株 |
| ③ 株主数 | 284,231名 |
| ④ 大株主 | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)	4,830,000株	7.63%
日本マスタートラスト信託銀行(株)	1,000,800	1.58
吉 翔 会	781,900	1.23
三 井 生 命 保 険 (株)	550,000	0.87
資 産 管 理 サ ー ビ ス 信 託 銀 行 (株)	445,300	0.70
JP MORGAN CHASE BANK 385151	406,599	0.64
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	331,700	0.52
ハ ン ナ ン (株)	326,800	0.52
サ ン ト リ ー ビ ア & ス ピ リ ッ ツ (株)	278,000	0.44
キ ュ ー ピ ー (株)	270,000	0.43

（注） 持株比率は自己株式（597,200株）を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はございません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役および監査役の状況（平成27年2月28日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	河 村 泰 貴	経営全般 ㈱吉野家資産管理サービス代表取締役社長 ㈱吉野家代表取締役社長 ㈱吉野家インターナショナル代表取締役社長 グループ企画室長
取 締 役	松 尾 俊 幸	
取 締 役	長 岡 祐 樹	㈱どん代表取締役社長
取 締 役	成 瀬 哲 也	㈱はなまる代表取締役社長
取 締 役	内 倉 栄 三	㈱YUMEキャピタル代表取締役
常 勤 監 査 役	浦 邊 正 記	
常 勤 監 査 役	田 中 常 泰	
監 査 役	増 岡 研 介	弁護士
監 査 役	大 橋 修	税理士法人レクス会計事務所代表社員

- (注) 1. 取締役内倉栄三氏は、社外取締役であります。
2. 監査役増岡研介氏および大橋修氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、取締役内倉栄三氏、監査役増岡研介氏および大橋修氏について、東京証券取引所の定めに基づき、独立役員として指定し、同取引所に届出ております。
4. 当該事業年度中に退任した取締役は次の通りであります。
- | | | |
|-------|-------------------------------|------------|
| (氏名) | (退任時の地位および担当) | (退任年月日) |
| 安部修仁 | 代表取締役会長 | 平成26年5月22日 |
| 折田昌行 | 専務取締役グループ人材開発室管掌
グループ法務室管掌 | 平成26年5月22日 |
| 田中常泰 | 専務取締役グループ企画室管掌 | 平成26年5月22日 |
| 出射孝次郎 | 常務取締役グループ商品本部長 | 平成26年5月22日 |
| 田中柳介 | 取締役グループアカデミーチーフ
コンサルタント | 平成26年5月22日 |
5. 監査役増岡研介氏は、弁護士として企業法務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 監査役大橋修氏は、税理士、公認会計士の資格を有しており、企業会計、税務全般に関する相当程度の知見を有しております。

② 取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (う ち 社 外 取 締 役)	8名 (1)	117百万円 (4)
監 査 役 (う ち 社 外 監 査 役)	4 (2)	53 (8)
合 計	12	171

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成19年5月25日開催の第50期定時株主総会において年額300百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成19年5月25日開催の第50期定時株主総会において年額100百万円以内と決議いただいております。
3. 当事業年度末現在の人員は、取締役5名（うち社外取締役1名）、監査役4名（うち社外監査役2名）であります。上記の支給人数と相違しているのは、平成26年5月22日開催の第57期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役5名を含んでおり、また、無報酬の取締役が2名在任しているためであります。
4. 上記支給額のほか、平成19年5月25日開催の第50期定時株主総会の決議に基づき、退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給額として、当該事業年度中に退任した取締役3名に対して202百万円を支給しております。

③ 社外役員に関する事項

イ. 重要な兼職先と当社との関係

- ・取締役内倉栄三氏は(株)Y U M E キャピタルの代表取締役を兼務しております。
- ・監査役大橋修氏は税理士法人レクス会計事務所の代表社員を兼務しております。
- ・当社は上記の重要な兼職先との間に重要な取引はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

- ・取締役会および監査役会への出席状況

	取締役会 (17回開催)		監査役会 (14回開催)	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取 締 役 内 倉 栄 三	17回	100.0%	—	—
監 査 役 増 岡 研 介	17回	100.0%	14回	100.0%
監 査 役 大 橋 修	17回	100.0%	14回	100.0%

・取締役会および監査役会における発言状況

取締役内倉栄三氏は、長年にわたりアナリストとして培ってきた豊富な経験と専門的知見を生かし、社外取締役としての客観的立場から経営に対する意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言を行っております。

監査役増岡研介氏は、社外監査役として弁護士の特長を活かし、経営に対する客観的・中立的な立場から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言を行っております。

監査役大橋修氏は、社外監査役として税理士、公認会計士の専門性を活かし、経営に対する客観的・中立的な立場から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	60百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	116百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と、金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額はこれらの合計額を記載しております。

③ 非監査業務の内容

当社は会計監査人有限責任監査法人トーマツに対して、「公認会計士法」第2条第1項の業務以外の業務であるコンフォートレター作成業務を委託し、対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、下記に掲げる監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、取締役会に、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることを請求します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制については、当社取締役会で決議いたしております。その内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- イ. 当社グループの経営理念「For the People」を具現化するための「6つの価値観」、ステークホルダーへの「約束事」を当社を含むグループ各社共通の理念、行動指針として共有し、実践する。
- ロ. 取締役および使用人が、法令・定款の遵守を徹底するため、コンプライアンス関連諸規程および「企業行動規範＝コンプライアンス・ガイド」に基づき、企業倫理の徹底に向けた社内教育を実施する。
- ハ. 当社グループは、財務報告を法令等に従って適正に作成するために、経理に関する社内規程を整備し、年度毎に策定する計画書に沿って、その整備・運用状況を評価し改善を実施する。
- ニ. グループ監査室は、コンプライアンスの状況に関し、内部監査を実施する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- イ. 取締役の職務の執行に係る文書その他の情報に関して、文書管理規程、取締役会規則、各種会議体運営基準、決裁基準等に従い、文書又は電磁的方法により記録を作成し、適切に保存および管理（廃棄を含む）を行い、必要に応じて運用状況の検証、各規程・基準の見直し等を行う。
- ロ. 取締役の職務執行情報に関して、監査役又は監査役を補助する使用人が閲覧を求めた場合、担当取締役は、速やかに当該情報・文書を閲覧に供する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 子会社および関連会社（以下、「子会社等」という。）ならびに当社の損失の危険に関して、当該部門または子会社等を管掌ないし担当する取締役は、業績に影響をおよぼす可能性のある災害等のリスク、事業等のリスクの分類およびリスク評価を行い、それぞれの領域毎に危険の管理（体制を含む）に関する規程・基準・ガイドライン等を定め、規程等に基づく適切な対応を行う。
- ロ. 上記リスクが現実化し、重大な損害の発生が予測される場合には、当該部門または子会社等を管掌ないし担当する取締役は速やかに取締役会に報告を行う。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ. 取締役会を毎月1回定時開催するほか、必要に応じて随時開催する。そのほか、迅速かつ的確な経営判断を補完する目的で、グループ戦略会議、各種委員会およびプロジェクト等の会議体を開催し、そこで審議・決定された内容は、職務を執行する担当部門において速やかに実施する。
 - ロ. 職務権限規程、業務分掌規程において、取締役・使用人の職務分担を明確にし、当該担当業務の執行については、決裁規程を適宜見直し、決裁制度の中で、権限委譲を進め、適正かつ効率的な体制を確保する。
 - ハ. 内部監査部門として「グループ監査室」を設置し、各部門の業務執行の適正性や妥当性をモニタリングし、適時、取締役会への報告を行う。
 - ニ. その他顧問弁護士等による法令遵守等に関する指導・助言のほか、会計監査人による法定監査を受けるなど、第三者の関与を通じてコーポレートガバナンス体制の充実・強化を図る。
- ⑤ 会社ならびに親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ. 子会社等は、関係会社管理規程に定める重要事項については、当社への報告、承認を求めるとともに、定期的に業務進捗報告会を開催し、経営管理情報・危機管理情報の共有を図りながら、業務執行体制の適正を確保する。
 - ロ. 子会社は、当社のグループ監査室による定期的な内部監査の対象とし、監査の結果は当社の代表取締役に報告を行う。
 - ハ. グループ企画室管掌取締役は、子会社等の損失の危険の発生を把握した場合、直ちにその内容、発生する損失の程度および当社に対する影響等について、当社の取締役会に報告を行う。
 - ニ. グループ内における取締役および従業員の法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制として、当社および子会社等にグループ内部通報窓口を設置し、体制の整備を行う。
 - ホ. 当社および子会社等は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体との一切の関係を遮断するとともに、反社会的勢力および団体からの要求に対しては、毅然とした対応を行う。また、警察や関係機関ならびに弁護士等の専門機関と連携を図りながら、引き続き反社会的勢力を排除するための体制の整備を推進する。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査役の要請に基づき、必要に応じて、同使用人を置くこととする。

⑦ 監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役を補助すべき使用人を置いた場合、その人事異動および評価については、監査役会の同意を得るものとするほか、当該使用人は、当社の業務執行に係る役職を兼務しない。

⑧ 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制

監査役は、取締役会のほか、重要な会議に出席し、取締役および使用人から重要事項の報告を受けるものとする。また、各監査役の求めに応じて、取締役および使用人は、下記に定める事項につき、直接、必要な報告を行わなければならない。

- ・ 当社の内部統制システム構築に係る部門の活動状況
- ・ 当社の子会社等の監査役の活動状況
- ・ 当社の重要な会計方針、会計基準およびその変更
- ・ 業績および業績見込みの発表内容、重要開示書類の内容
- ・ 当社が保有する個人情報の管理状況
- ・ その他、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実

⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- イ. 監査役は、重要な意思決定や業務の執行状況を把握するため、取締役会のほか、重要な会議に出席し、意見を述べるとともに、業務執行情報に関する文書を閲覧し、取締役または使用人から説明を求めることができる。
- ロ. 監査役は、監査の実施にあたり、グループ監査室および会計監査人と意見交換を行い、連携を図る。

(6) 会社の支配に関する基本方針

① 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきであると考えております。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、たとえばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもあり得ます。

そのような大規模買付行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考え、かかる提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えております。

② 基本方針の実現に資する特別な取組みについて

当社は、株主の皆様にな長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるべく、グループ企業価値向上への取組みおよびコーポレートガバナンスの充実強化のための取組みを以下のとおり実施しております。これらの取組みは、上記①の当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の実現に資するものであると考えております。

イ. 当社の企業価値向上に向けた取組み

当社グループは、国や地域を越えた世界中の人々のために企業活動を行い、『For the People すべては人々のために』を経営理念としております。理念を具現化するための事業活動指針である6つの価値観「うまい、やすい、はやい」「客数増加」「オリジナリティ」「健全性」「人材重視」「挑戦と革新」を共有・実践していくことで、株主、お客様および従業員などステークホルダーの満足度向上や信頼構築に努めることを基軸として経営展開を図っております。

また、当社グループは、現在のビジネスモデルに代えて長期的に運用できる「新しいビジネスモデル」の構築を中長期的な課題としております。

既存の外食産業の範疇を超えるような市場創造・価値提供を行うモデル創りは、すでに素材開発や商品の提供方法の改善など、従来とは一線を画した踏み込みを開始しており、今後はその踏み込みを一層強めていくと同時に、さらに突出した「革新」による飛躍を図ります。こうした「革新」を「リ・イノベーション」と名付け、グループ全体の成長テーマとして取り組んでまいります。

「リ・イノベーション」を実現していくため、よりスピーディーな意思決定が可能となるグループ経営体制への見直しを行ってまいります。すでにグループ間での人事交流は活発化しており、グループ商品本部による仕入れの共通化や、海外各地域における現地経営体制の確立及び現地での意思決定を可能にすることで、今後はグローバル展開を一層加速してまいります。

また、「リ・イノベーション」の実現のため、ダイバーシティ（人材構成の多様化）の推進も引き続き行ってまいります。

当社グループは、これらの諸施策を着実に実行することで、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に努めてまいります。

ロ．コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

(1) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、企業価値を継続的に向上させるとともに、法令遵守ならびに企業倫理の重要性を認識し、社会から信頼され、尊敬される企業となるため、経営の効率性、健全性および透明性を高めることが重要な経営課題であると考えて取り組んでおります。

そのために、株主の皆様をはじめ、お客様、従業員、お取引先、地域社会等、様々なステークホルダーとの良好な関係の維持・発展に努めるとともに、株主、投資家の皆様に対し、迅速かつ積極的な情報開示に努め、経営の透明性を高めてまいります。

(2) 会社の機関の内容および内部統制システムの整備状況

当社の取締役は、毎月開催される取締役会をはじめ、グループ全体の各種経営会議等において、活発な議論や意見交換を行っております。監査役会は、社外監査役2名を含む4名で構成され、毎月1回開催されております。監査役は、毎回取締役会に出席し、適宜適切な意見を表明することで、監査役による牽制機能を果たしております。

また、当社は、執行役員制度を導入しており、代表取締役による指揮のもと、権限委譲と責任の明確化により、経営スピードを向上させる取り組みを行っておりますが、取締役会がこれを選任、監督いたしております。

当社グループのリスク管理の体制といたしましては、「グループリスク管

理規程」を定め、当社グループ各社の事業リスクについて、四半期単位でグループリスク管理委員会を通じて取締役会に報告がなされており、グループの全社的なリスクの把握と評価および管理を行っております。当社グループの主要な事業リスクである「食の安全」を確保する体制に関しては、専門部署を設置し、衛生管理・品質管理についての指導をグループ各社において実施しているほか、外部検査機関による定期的な衛生点検も実施しております。

また、グループ各社の役員と従業員の行動規範の羅針盤として「グループ行動憲章」を定め、法令遵守と企業倫理の徹底を図っております。さらに、規範違反に対する従業員からの内部通報窓口を各社ならびに当社に設置することで、自浄作用を高めております。

このような経営体制において、当社の持つ経営資源を有効に活用するとともに、ステークホルダーとの良好な関係を維持・発展させ、当社および当社グループの企業価値を将来にわたって最大化させることが、ひいては株主共同の利益に資するものと考えております。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

イ. 株券等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）導入の目的

当社取締役会は、当社株券等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報および時間、ならびに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保するために、平成26年5月22日開催の第57期定時株主総会において、当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（以下「本プラン」といいます。）を継続することを決議しております。

本プランは、以下のとおり、当社株券等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株券等の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

なお、本プランにおいては、対抗措置の発動等にあたって、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、独立委員会規定に従い、当社社外取締役、社外監査役、または社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者またはこれらに準じる者）で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会（以下「独立委員会」といいます。）の勧告を最大限尊重するとともに、株

主および投資家の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。

ロ. 本プランの概要

本プランは、いわゆる「平時導入の事前警告型」で、その概要は以下のとおりであります。

- (1) 当社発行の株式等について、保有割合が20%以上となる大規模買付行為を行うことを希望する買収者等は、当社に対して、事前に意向表明書および大規模買付等に対する株主の皆様のご判断に必要かつ十分な情報を提出していただきます。
- (2) 当社取締役会は、買収者等から必要情報の提供が十分になされたと認めた場合、提供された情報に基づき、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から十分に評価、検討するほか、交渉、意見形成および代替案立案を行います。
- (3) 取締役会による評価、検討、交渉、意見形成および代替案立案と並行して、独立委員会は、買収者等や取締役会から情報を受領した後、必要に応じて評価、検討を行い、当社取締役会に対して、対抗措置の発動の是非に関する勧告を行うものとします。
- (4) 独立委員会は、その判断の客観性、合理性を担保するため、取締役会から独立した機関として設置され、当社経営陣から独立した社外有識者等で構成されます。
- (5) 買収者等が、本プランに定める手続を遵守しない場合や提案内容が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合には、独立委員会の勧告により、取締役会が、対抗措置の発動、不発動を決定いたします。
- (6) 本プランの対抗措置として、新株予約権の無償割当を行う場合、買収者等は、当該新株予約権を行使できないという行使条件を付すものであります。その他当社が、買収者等以外の株主の皆様から当社普通株式と引き換えに新株予約権を取得することができる旨の取得条件を付す場合もあります。

ハ. 本プランの有効期間、廃止および変更

本プランの有効期間は、平成26年5月22日開催の定時株主総会終結の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。

ただし、係る有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更または廃止されます。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されます。

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令若しく

は金融商品取引所規則の変更又はこれらの解釈・運用の変更、または税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲で独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、または変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止または変更された場合には、当該廃止または変更の事実および（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、情報開示を行います。

- ④ 前記②および③の取組みが基本方針に沿うものであり、株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないことおよびその理由

本プランにおいて対抗策が発動される場合としては、大規模買付者等が予め定められた大規模買付ルールを遵守しない場合のほか、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合に限定しており、対抗策の発動・不発動の決定は、あくまでも当社の企業価値・株主共同の利益の観点から決定されるものでありますので、基本方針に沿っており、株主共同の利益を損なうものではなく、また当社役員の地位の維持を目的とするものでないことは明らかであります。

また、対抗策の発動・不発動の決定にあたり、取締役会の恣意性を排除し、判断の客観性、合理性を担保するため、当社経営陣から独立した社外者で構成される独立委員会を設置し、取締役会は独立委員会の勧告を最大限尊重するものとしております。この点からも、株主の共同の利益を損なうものではなく、また当社役員の地位の維持を目的とするものでないことは明らかであります。

連結貸借対照表

(平成27年2月28日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	39,503	流 動 負 債	31,533
現 金 及 び 預 金	27,087	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	6,753
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	4,023	短 期 借 入 金	9,689
商 品 及 び 製 品	2,319	リ ー ス 債 務	728
仕 掛 品	11	未 払 法 人 税 等	1,063
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	2,810	賞 与 引 当 金	1,429
繰 延 税 金 資 産	886	役 員 賞 与 引 当 金	81
そ の 他	2,369	株 主 優 待 引 当 金	261
貸 倒 引 当 金	△5	資 産 除 去 債 務	48
固 定 資 産	69,155	そ の 他	11,477
有 形 固 定 資 産	39,857	固 定 負 債	18,186
建 物 及 び 構 築 物	25,405	社 債	750
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	613	長 期 借 入 金	11,542
工 具、器 具 及 び 備 品	1,623	リ ー ス 債 務	1,532
土 地	8,793	退 職 給 付 に 係 る 負 債	694
リ ー ス 資 産	3,189	資 産 除 去 債 務	2,317
建 設 仮 勘 定	232	繰 延 税 金 負 債	25
無 形 固 定 資 産	3,096	そ の 他	1,323
の れ ん	1,242	負 債 合 計	49,719
そ の 他	1,854	(純 資 産 の 部)	
投 資 そ の 他 の 資 産	26,200	株 主 資 本	59,204
投 資 有 価 証 券	4,668	資 本 金	10,265
長 期 貸 付 金	577	資 本 剰 余 金	11,139
長 期 前 払 費 用	2,839	利 益 剰 余 金	38,532
差 入 保 証 金	15,062	自 己 株 式	△733
投 資 不 動 産	1,869	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	△868
繰 延 税 金 資 産	856	そ の 他 有 価 証 券	6
そ の 他	539	評 価 差 額 金	
貸 倒 引 当 金	△212	為 替 換 算 調 整 勘 定	△826
資 産 合 計	108,658	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△49
		少 数 株 主 持 分	602
		純 資 産 合 計	58,938
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	108,658

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成26年3月1日から
平成27年2月28日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		180,032
売上原価		67,540
売上総利益		112,491
販売費及び一般管理費		108,976
営業利益		3,515
営業外収益		
受取利息	47	
受取配当金	114	
貸貨収入	386	
受取手数料	139	
持分法による投資利益	63	
雑収入	540	1,291
営業外費用		
支払利息	294	
貸貨費用	284	
雑損	234	813
経常利益		3,993
特別利益		
固定資産売却益	340	340
特別損失		
減損損失	1,494	
契約解約損	117	1,612
税金等調整前当期純利益		2,721
法人税、住民税及び事業税	1,691	
法人税等調整額	190	1,881
少数株主損益調整前当期純利益		839
少数株主損失		101
当期純利益		941

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(平成27年 2 月28日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	17,069	流 動 負 債	11,219
現 金 及 び 預 金	5,272	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	5,201
売 掛 金	5,046	短 期 借 入 金	2,150
商 品 及 び 製 品	1,679	1 年以内返済予定長期借入金	1,942
仕 掛 品	0	未 払 金	561
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	1,740	未 払 法 人 税 等	467
関係会社短期貸付金	2,220	未 払 費 用	71
未 収 入 金	1,029	賞 与 引 当 金	130
繰 延 税 金 資 産	63	役 員 賞 与 引 当 金	14
そ の 他	36	株 主 優 待 引 当 金	411
貸 倒 引 当 金	△20	そ の 他	268
固 定 資 産	52,588	固 定 負 債	7,419
有 形 固 定 資 産	0	長 期 借 入 金	7,206
工 具、器 具 及 び 備 品	0	長 期 未 払 金	10
無 形 固 定 資 産	7	預 り 保 証 金	202
商 標 権	6	負 債 合 計	18,639
ソ フ ト ウ ェ ア	1	(純 資 産 の 部)	
投 資 そ の 他 の 資 産	52,579	株 主 資 本	51,013
投 資 有 価 証 券	126	資 本 金	10,265
関 係 会 社 株 式	49,714	資 本 剰 余 金	11,139
投 資 不 動 産	2,603	資 本 準 備 金	11,139
繰 延 税 金 資 産	429	利 益 剰 余 金	30,336
そ の 他	17	利 益 準 備 金	1,740
投 資 損 失 引 当 金	△312	そ の 他 利 益 剰 余 金	28,595
		別 途 積 立 金	30,500
		繰 越 利 益 剰 余 金	△1,904
		自 己 株 式	△727
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	4
		その他有価証券評価差額金	4
		純 資 産 合 計	51,018
資 産 合 計	69,657	負 債 ・ 純 資 産 合 計	69,657

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成26年3月1日から
平成27年2月28日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高 商 品 及 び 製 品 売 上 高 ロ イ ヤ リ テ イ 収 入 配 当 金 収 入	52,078 1,561 723	54,363
売 上 原 価 商 品 及 び 製 品 売 上 原 価	51,356	51,356
売 上 総 利 益 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	3,079	3,079
営 業 損 失 営 業 外 収 益		71
受 取 利 息 受 取 配 当 金 貸 貸 収 入 雑 収 入	21 1 210 44	277
営 業 外 費 用 支 払 利 息 貸 貸 費 用 雑 損 失	113 73 20	207
経 常 損 失 特 別 損 失		1
減 損 損 失 貸 倒 引 当 金 繰 入 子 会 社 株 式 評 価 損 失 関 係 会 社 債 権 放 棄 損 失	21 20 1 500	543
税 引 前 当 期 純 損 失 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 法 人 税 等 調 整 額	△16 75	59
当 期 純 損 失		604

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年4月8日

株式会社 吉野家ホールディングス
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 平 野 満 ⑩
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 安 藤 武 ⑩
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社吉野家ホールディングスの平成26年3月1日から平成27年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社吉野家ホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年4月8日

株式会社 吉野家ホールディングス
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 平 野 満 ⑩
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 安 藤 武 ⑩
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社吉野家ホールディングスの平成26年3月1日から平成27年2月28日までの第58期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年3月1日から平成27年2月28日までの第58期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年4月9日

株式会社 吉野家ホールディングス 監査役会

常勤監査役 浦 邊 正 記 ㊟

常勤監査役 田 中 常 泰 ㊟

監 査 役 増 岡 研 介 ㊟

監 査 役 大 橋 修 ㊟

(注) 監査役増岡研介及び監査役大橋修は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 剰余金の処分に関する事項

当期は繰越利益剰余金がマイナスとなりましたが、株主の皆様への安定配当の継続および今後の柔軟かつ機動的な資本政策を遂行するため、別途積立金の取崩しのご承認をお願いするものであります。

①減少する剰余金の項目およびその額

別途積立金 10,000,000,000円

②増加する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 10,000,000,000円

2. 期末配当に関する事項

当社は、剰余金の配当につきましては、株主の皆様に対し、安定的かつ継続的な利益還元を行うことを基本としながら、経営環境や資金需要の状況、連結業績の動向ならびにグループの成長に向けた積極的な事業展開に必要な内部留保の充実等を総合的に勘案して決定することを基本方針としております。

このような方針に基づき、当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき、金10円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は633,433,000円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年5月22日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行され、定款に定めることにより、責任限定契約を締結することができる会社役員の範囲が変更されました。取締役および監査役が期待される役割を十分に発揮するとともに、社内外を問わず適任と思われる優秀な人材を招聘し易い環境を整えるため、取締役および監査役の責任を会社法で定める範囲で取締役会の決議によって免除することができる旨の規定、ならびに業務執行取締役等でない取締役および監査役の責任を予め限定する契約を締結できる旨の規定を新設（変更案第27条および第34条）し、併せて条数の繰り下げを行うものであります。なお、変更案第27条（取締役の責任免除）の新設につきましては監査役全員の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
第4章 取締役および取締役会 (新設)	第4章 取締役および取締役会 (取締役の責任免除) 第27条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会（当該責任を負う取締役を除く。）の決議及び監査役の同意によって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。 ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、業務執行取締役等でない取締役との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第5章 監査役および監査役会 第27条～第32条（条文省略）	第5章 監査役および監査役会 第28条～第33条（現行どおり）

現行定款	変更案
(新設)	<u>(監査役の責任免除)</u> <u>第34条</u> <u>当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</u> <u>② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>
第6章 計算	第6章 計算
第 <u>33</u> 条～第 <u>35</u> 条（条文省略）	第 <u>35</u> 条～第 <u>37</u> 条（現行どおり）

第3号議案 取締役2名選任の件

本総会終結の時をもちまして、取締役内倉栄三氏が任期満了となります。コーポレートガバナンスの一層の充実、強化をはかるため、取締役1名を増員し、取締役2名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位および担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当社株式 の 数
1	うち くら えい ぞう 内 倉 栄 三 (昭和33年12月14日生)	昭和57年4月 山下新日本汽船(株) (現(株)商船三井) 入社 平成元年9月 (株)野村総合研究所入社 平成6年7月 ゴールドマン・サックス証券会社(現ゴールドマン・サックス証券(株))入社 平成16年6月 有限会社内倉栄三事務所取締役 (現任) 平成17年9月 (株)アガスタ監査役 平成20年9月 (株)YUMEキャピタル代表取締役 (現任) 平成23年5月 当社取締役 (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社YUMEキャピタル代表取締役	1,100株
※2	みや い ま ち こ 宮 井 真 千 子 (昭和35年9月29日生)	昭和58年4月 松下電器産業(株) (現パナソニック(株)) 入社 平成13年10月 同社くらし研究所所長 平成17年4月 同社理事 平成18年4月 同社理事クッキング機器ビジネスユニット長 平成23年4月 同社役員環境本部長兼節電本部長 平成24年10月 同社役員R&D本部未来生活研究担当 平成26年4月 同社顧問 (現任) 平成26年6月 森永製菓(株)取締役 (現任) 平成26年12月 加藤産業(株)取締役 (現任)	0株

- (注) 1. ※印は新任取締役候補者であります。
2. 内倉栄三及び宮井真千子の両氏は社外取締役候補者であります。
3. 内倉栄三氏を社外取締役候補者とした理由につきましては、同氏が長年にわたりアナリストとして培ってきた豊富な経験と専門的知見を当社経営に反映し、業務執行をおこなう経営陣から独立した客観的視点から経営に対する提言をいただくことを期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
4. 宮井真千子氏を社外取締役候補者とした理由につきましては、同氏が生活家電の開発やマーケティング等の業務執行を通じて得られた経験や専門的知見を生かし、新たな視点を当社事業に取り入れるることにより、経営に対する有益な助言をいただくことを期待しております。同氏は、これまで直接会社経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
5. 当社は、社外取締役候補者である内倉栄三氏と宮井真千子氏の選任が承認された場合、期待される役割を十分に発揮できるよう両氏と責任限定契約を締結する予定であります。ただし、第2号議案定款一部変更の件が承認可決されることを条件といたします。なお、その契約内容の概要は次のとおりであります。
- ・社外取締役が任務を怠ったことによって損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られるものとする。

6. 当社は、内倉栄三氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届出ております。また、宮井真千子氏についても、独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
7. 内倉栄三氏は現在当社の社外取締役ですが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
8. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

第4号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもちまして、監査役増岡研介、大橋修の両氏が任期満了となります。つきましては、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当社株式 の 数
1	増 岡 研 介 (昭和32年5月18日生)	平成元年4月 東京弁護士会所属（現任） 増岡総合法律事務所所属（現任） 平成6年5月 当社監査役（現任） 平成16年12月 伊藤忠食品㈱監査役（現任）	2,600株
2	大 橋 修 (昭和40年10月27日生)	平成11年4月 公認会計士登録 平成12年9月 ダイヤ監査法人代表社員 平成16年11月 税理士登録 平成17年5月 税理士法人レクス会計事務所代表社員 (現任) 平成23年5月 当社監査役（現任） (重要な兼職の状況) 税理士法人レクス会計事務所代表社員	900株

- (注) 1. 増岡研介および大橋修の両氏は、社外監査役候補者であります。
2. 増岡研介氏を社外監査役候補者とした理由は、弁護士としての法的知見に加え、中立かつ客観的な観点から重要事項やコーポレートガバナンスについて、経営上有用な発言をいただいております。適任であると判断し、引き続き社外監査役として選任をお願いするものであります。同氏は直接会社経営に関与した経験はありませんが、弁護士として会社経営に精通しており、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
3. 大橋修氏を社外監査役候補者とした理由は、税理士、公認会計士として企業会計、税務全般に精通していることから、専門的知見に基づく的確な助言と監査をいただくことを期待し、社外監査役として選任をお願いするものであります。同氏は直接会社経営に関与した経験はありませんが、税理士、公認会計士として会社経営に精通しており、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
4. 当社は、社外監査役候補者である増岡研介氏と大橋修氏の選任が承認された場合、期待される役割を十分に発揮できるよう両氏と責任限定契約を締結する予定であります。ただし、第2号議案定款一部変更の件が承認可決されることを条件といたします。なお、その契約内容の概要は次のとおりであります。
- ・社外監査役が任務を怠ったことによって損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。
5. 当社は、監査役候補者両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 監査役候補者の両氏は、現在当社の社外監査役ですが、社外監査役としての在任期間は、増岡研介氏は本総会終結の時をもって21年、大橋修氏は4年となります。
7. 各監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

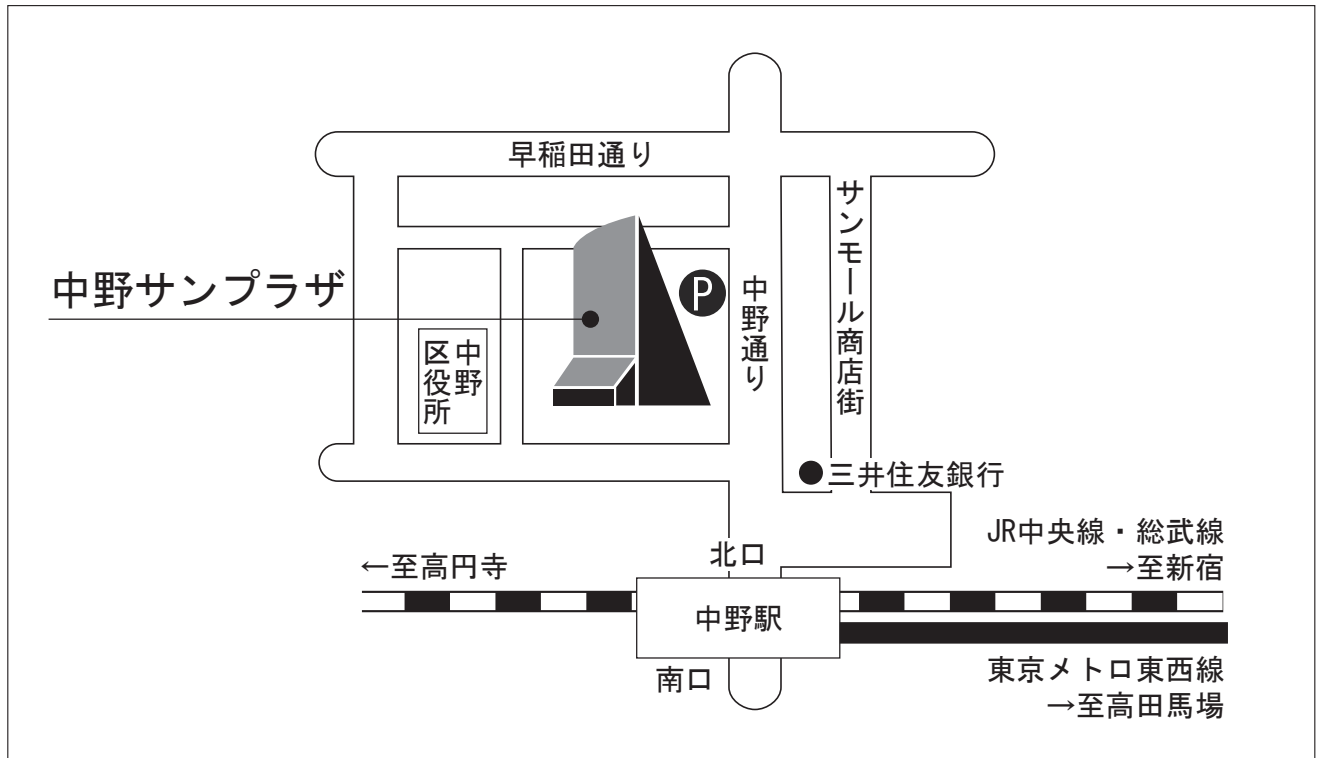
以 上

[illegible]

[illegible]

株主総会会場ご案内図

会 場：東京都中野区中野四丁目 1 番 1 号
中野サンプラザ サンプラザホール
開催日時：平成27年 5 月21 日（木曜日）午前10時



▶ 交通のご案内 ◀

- J R 中央線・総武線中野駅北口より徒歩 1 分
- 東京メトロ東西線中野駅北口より徒歩 1 分

◎駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会にご出席の株主様へのお食事券等の配布はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

